

高松市・庵治町合併協議会会議録
第 3 回 会 議

平成 1 6 年 8 月 2 3 日 (月)

高松市・庵治町合併協議会

高松市・庵治町合併協議会会議録

第3回会議

1 日時

平成16年8月23日(月)午後1時30分開会・午後2時45分閉会

2 場所

高松市役所 13階 大会議室

3 出席委員 22人

会長	増田昌三	委員	森谷芳子
副会長	梶河正孝	委員	三好治
委員	廣瀬年久	委員	寺岡増紀
委員	加茂富義	委員	嶋野勝路
委員	谷本繁男	委員	上北東太郎
委員	高砂清一	委員	香川深雪
委員	大橋光政	委員	加藤博美
委員	新上隆司	委員	小西百々代
委員	梶村傳	委員	岡田賢
委員	大浦澄子	委員	藪淳子
委員	三笠輝彦	委員	増田富子

4 欠席委員 なし

5 出席幹事 7人

幹事長	廣瀬年久(委員兼務)	幹事	植田宗士
副幹事長	加茂富義(委員兼務)	幹事	嶋野学
幹事	熊野實	幹事	廣瀬政博
幹事	横田淳一		

6 事務局

事務局長	林	昇	総務班 兼調整班	安	西	正	門		
事務局次長	加	藤	昭	彦	森	田	大	介	
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福	井	隆	総務班	黒	淵	博	美	
総務班長 兼調整班兼計画班	奴	賀	信	二	調整班長	清	谷	文	孝

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 報告事項

報告第 7号 建設計画の構成について

(2) 協議事項

協議第 5号 財産の取扱い（協定項目第5号）について

協議第 6号 町名・字名の取扱い（協定項目第11号）について

協議第 7号 慣行の取扱い（協定項目第12号）について

協議第 8号 特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）について

協議第 9号 附属機関等の取扱い（協定項目第17号）について

協議第10号 公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）について

協議第11号 使用料・手数料等の取扱い（協定項目第20号）について

協議第12号 各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第21号）について

4 その他

(1) 建設計画作成に当たっての住民懇談会開催について

(2) 今後の合併協議スケジュール等について

(3) 合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

(4) 高松市・庵治町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。それでは、ただいまから高松市・庵治町合併協議会第3回会議を開会させていただきます。

皆様方には、本日、何かと御多用の中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

それでは、早速でございますが、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議録署名委員には、梶村 傳委員さんと三好 治委員さんのお二人をお願いいたしますので、よろしく願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 (1) 報告事項

議長（増田会長） まず、(1)の報告事項でございますが、報告第7号建設計画の構成についてを議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長（福井） それでは、報告第7号について御説明いたします。

会議資料の1ページをごらんください。

報告第7号建設計画の構成についてでございます。

建設計画につきましては、7月2日の合併協議会第2回会議において、その作成方針の御承認をいただきましたが、本日は、建設計画の構成について御報告するものでございます。

2ページをお開きください。

建設計画の構成でございますが、建設計画は、序論から 財政計画までの 項目に分けて構成することといたしております。以下、各項目について御説明申し上げます。

まず、序論につきましては、合併の考え方として、社会的背景と課題等について記載いたしますほか、第2回会議で御承認いただいております計画作成の方針に基づき、計画の趣旨、構成、期間及び区域について記載することといたしております。

次に、高松市と庵治町の概況につきましては、2ページから3ページにかけて記載のとおり、1の位置と地勢を初め、平成12年国勢調査のデータに基づき、2の人口と世帯数、3の交流人口について分析することといたしております。さらには、これまでの両市町にかかわる広域行政の取り組みについても考察し、両市町の概況をお示しすることといたしております。

次に、基本方針でございますが、まず、新しいまちづくりにつきましては、合併後における市の将来像及び庵治町地域の役割について記載することといたしております。

また、基本目標、施策体系につきましては、今後、建設計画に盛り込む主要事業、合併特例債適用事業等の検討を進める中で、施策体系を整理し、定めることといたしております。その内容につきましては、例示して記載しておりますように、都市基盤、生活環境、教育・文化、保健・医療と福祉、産業、コミュニティ、行財政の効率化などについて目標を設定することが考えられようかと存じます。

次に、施策でございますが、現在、両市町で建設計画に掲載すべき主要事業等の調査を実施いたしております。その調査結果に基づき、県事業を含め、施策体系に沿って、その基本方向と具体的施策を整理いたします。

次に、公共的施設の統合整備につきましては、合併後の市における行財政運営の効率化、有効利用等を総合的に勘案しつつ、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮する中で、検討を進めてまいりたいと存じます。

4ページをお開きください。

最後に、財政計画でございます。財政計画につきましては、建設計画の期間、すなわち、両市町の合併後、おおむね10年間について定めることといたしております。

なお、財政計画の作成に当たりましては、印で記載しておりますが、留意事項として、合併特例法による特例措置を初めとする支援制度を活用するとともに、地方交付税などの依存財源を過大に見積もることなく、合併後の市が健全に財政運営を行えるよう、十分留意して作成するものでございます。

以上が建設計画の構成でございますが、参考として、現在の両市町の総合計画の概要を記載しております。

高松市は、平成12年度を初年度として23年度までの12年間を、庵治町は、平成13年度を初年度として22年度までの10年間を、計画期間とする総合計画を作成しております。また、まちづくりの目標として、高松市は、環境共生型まちづくりへの転換を初

め六つの目標を、庵治町は、地場産業を中心にした活気あるまちを初め六つの目標を掲げております。

なお、5ページには先進地域や国の示した手引きにおける建設計画の構成を、参考までに一覧表にしておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

以上で報告第7号建設計画の構成についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいまの報告第7号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

どうぞ。

高砂委員 庵治町、高砂です。

ただいま建設計画の構成について説明も受けましたし、前回、第2回の協議会において、方針は承認はしておるわけですが、この中にもうたわれておりますように、原則として、やはり庵治町の建設計画を定めていくということになっておるわけですが、やはりその住民サービス、また、福祉の向上も含めて、この合併を判断していく上で、高松市側から見た庵治町に対する計画というんか、位置づけですね。このことが非常に重要になってくるんでないかと思うんですが、このことについてはどのようにお考えになっておいででしょうか。

議長（増田会長） ちょっと事務局の方から答弁いたします。

事務局長 ただいまの件につきまして、事務局の立場で御説明をさせていただきます。

建設計画における主要な部分につきましては、先ほど御説明いたしましたように、庵治町地域のまちづくりということでございますが、資料にもございますように、計画の区域において、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展に資すると認められる場合は、高松市地域についても対象とする、というようなことございまして、ただいま御指摘、御意見いただきました点について、高松市側と庵治町側で双方で十分に協議、調整を行いながら、合併後のまちづくりの考え方、その中における高松市全体のまちづくり、そして庵治町地域のまちづくり、それらについて調整を行っていくということでございまして、現時点において、高松市から一方的に庵治町地域についてどのような考え方を持っておるかということを示す状況にはございませんので、その点御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（増田会長） なお、具体的には、この建設計画の中でそういったことも議論にな

ると、まず、序論の中でもそういう合併の考え方とか作成の方針とかが出てきますので、そういう中でやることになると思いますが、基本的には、庵治町の長期の振興計画を尊重するというを前提に具体的な計画を今後進めていくということでございますので、よろしく願います。

ほかに、何かこの件についてございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第3 (2) 協議事項

議長(増田会長) 特にないようでしたら、報告事項につきましては以上で終わらせていただき、次に(2)の協議事項に移ります。

なお、協議事項につきましては、会議規程第5条第2項の規定に基づき、本日の会議では、提案及び協議事項についての説明、質疑等を行い、次回の第4回会議で改めて質疑、協議を行った上、意思集約を図ることといたしておりますので、よろしく願います。

それでは、協議第5号財産の取扱い(協定項目第5号)についてを議題といたします。

事務局から説明をいたします。

事務局次長(加藤) それでは、協議第5号財産の取扱いについて御説明いたします。

会議資料の6ページをお開き願います。

協議第5号財産の取扱い(協定項目第5号)についてでございますが、財産の取扱いを、次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「庵治町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。」というものでございます。その調整内容につきましては、別とじの附属資料で御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、附属資料の1ページをごらんいただきたいと存じます。

附属資料の1ページ、「財産の取扱いについて」に関する資料でございます。

次の2ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、公有財産について御説明を申し上げます。

まず、平成14年度末現在の両市町の現況でございますが、1の土地及び建物につきましては、資料に記載のとおりのような状況でございます。

次に、2の有価証券でございますが、高松市では7億3,833万3,000円を株式で保有いたしておりますが、庵治町にはございません。

次に、3の出資による権利でございますが、出資金、出捐金などを合わせ、高松市は50億3,425万2,000円、庵治町は2,276万1,000円でございます。

次に、4の債権につきましては、高松市は46億9,124万2,000円、庵治町にはございません。

次に、5の基金の現況でございますが、恐れ入りますが、4ページをごらんいただきたいと存じます。

4ページの下側の表に、両市町の平成14年度末における基金の状況を、一覧表に整理いたしております。資料に記載のとおり、高松市は、平成14年度末現在では積立基金、定額基金を合わせ、10の基金がございまして、合計で193億9,456万4,326円となっております。一方、庵治町につきましては、財政調整基金を初め竹本文庫基金、ふるさと創生基金など10の基金がございまして、合計で21億855万344円となっております。

以上が基金の状況でございます。

2ページにお戻り願いたいと存じます。

次に、6の起債残高でございますが、一般会計、特別会計、企業会計を合わせ、高松市は2,344億8,708万2,000円、庵治町は49億8,133万8,000円となっております。

以上、両市町の公有財産の現況について申し上げましたが、調整案といたしましては、2ページの右下の欄に記載のとおり、「庵治町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。」としたところでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

財産区について御説明を申し上げます。

両市町の現況は資料に記載のとおりでございますが、高松市では弦打財産区を初め五つの財産区がございまして、庵治町には財産区はございません。

以上が附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の7ページをお開き願いたいと存じます。

7ページでございますが、ここには財産の取扱いについての先進地域の事例といたしまして、平成11年度以降に編入合併をいたしました、先進地域10市の状況を記載しております。いずれの市におきましても、合併協定項目として、財産の取扱いが協議をされております。資料には、そのうちの7市の事例を記載しておりますが、すべての市におきま

して、編入される自治体の財産及び債務を、編入する市が引き継ぐことといたしております。

次に、8ページをお開き願いたいと存じます。

8ページには、同じく先進事例といたしまして、現在、合併協議が進められております中核市16市の事例を記載しております、16市のうち、既に財産の取扱いが確認をされた市は、15市でございます。資料には、秋田市など6市の事例を記載しておりますが、こちらにつきましても、財産の取扱いにつきましては、編入される市町村の財産及び債務を、編入する市に引き継ぐこととして確認がされております。

以上で協議第5号財産の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第5号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございましたら、協議第5号につきましては、会議規程の定めにより、次回の第4回会議で改めて質疑、協議等を行って意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第6号町名・字名の取扱い（協定項目第11号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、資料の9ページをお開き願います。

協議第6号町名・字名の取扱い（協定項目第11号）について御説明を申し上げます。

町や字の区域や名称につきましては、住民にとっても愛着の深いものでございますことから、協定項目として、その取り扱いについて協議するものでございます。

中ほどの枠の中に記載いたしておりますように、今回提案いたしました内容は、「庵治町地域における町の区域及び名称は、現行のとおりとする。」というものでございます。

この考え方でございますが、第1点といたしましては、庵治町という名称を残すということ。第2点としては、現在、庵治町において使用され、なれ親しんでいる住所表示から大きく変化をしないこと。この2点が主な理由でございます。

具体的には、次の10ページの資料をごらんいただきたいと思います。

10ページの資料の現況欄の庵治町の欄の2にございますように、庵治町には大字がございません。現在の住所表示は、3にございますように、「木田郡庵治町1234番地12」というようになっております。これが合併後は、その下の4参考に記載しておりますように、「高松市庵治町1234番地12」となるものでございます。

その下に、先進地域の事例を紹介いたしておりますが、潮来市などでは現行のとおり、また、大船渡市では大字を表示しないなど、その対応はさまざまでございます。

次に、11ページをごらんいただきたいと存じます。

11ページには、中核市16市の事例を記載いたしておりますが、16市のうちで、既に町名・字名の取扱いが確認された市は、11市でございます。資料には、岐阜市など4市の事例を記載しておりますが、こちらにつきましても、町名・字名の取扱いにつきましては、その取り扱いはさまざまでございます。

次に、12ページをお開き願います。

地方自治法の第260条の規定によりますと、町や字の区域の設定、廃止または町や字の名称を変更しようとするときには、当該市町村の議会の議決によりこれを定め、都道府県知事に届け出る必要がございます。

その事務処理の流れは、印、手続のところに記載してございますように、高松市長の提案、高松市議会の議決、知事への届け出、知事の告示、効力発生となるものでございます。具体的には、合併の日に高松市長が協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分し、同日に知事に届け出、同日に告示というふうになります。

以上、町名・字名の取扱いについての説明を終わります。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第6号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第6号につきましても、次回、第4回会議で改めて協議等を行い、意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第7号慣行の取扱い（協定項目第12号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料13ページをお開き願います。

協議第7号慣行の取扱い(協定項目第12号)についてでございますが、ここでは、市章、市民憲章、都市宣言、市木及び市花について、その取り扱いを協議するものでございます。これらの慣行につきましては、市のシンボル、基本姿勢となりますことから、合併市町の一体化を図るため、早期に統一する必要がございますが、庵治町において、特に愛着の深いものである場合には、何らかの方法で継承することなども考慮する必要がございます。

提案内容を御説明いたします前に、まず、両市町の現況について御説明を申し上げます。次の14ページをごらんいただきたいと存じます。

慣行についての両市町の現況のうち、まず、市町の章でございますが、高松市の市章、庵治町の町章は、それぞれ資料に記載のとおりでございます。

次に、憲章でございますが、高松市におきましては、高松市民のねがいとして、資料に記載のとおり制定をされておりますが、庵治町におきましては、町民憲章は制定されていません。

次に、都市宣言でございますが、高松市においては六つの都市宣言、庵治町においては三つの都市宣言を行っておりますが、庵治町の暴力団排除宣言につきましては、高松市では行っていない宣言でございます。

次に、15ページの市町の木と花でございますが、木につきましては、高松市が黒松、庵治町がくすのき、また、花につきましては、高松市がさつきを含むつつじ、庵治町があじさいとなっております。

恐れ入りますが、13ページをごらんいただきたいと存じます。

このような両市町の現況を踏まえた提案内容でございますが、まず、1の市章につきましては、高松市の市章を用いるものいたします。

次に、2の市民憲章につきましては、高松市の市民憲章を用いるものいたします。

次に、3の都市宣言でございますが、「高松市の都市宣言に統一するものとする。」というものでございます。

次に、4の市木及び市花でございますが、「高松市の市木及び市花を用いるものとする。ただし、庵治町の町木及び町花については、庵治地区の推奨の木及び花とする。」というものでございます。

続きまして、15ページをお開き願いたいと存じます。

15ページには、慣行の取扱いについての先進地域の事例を記載しておりますが、編入

合併した10市のうちで、何らかの特例を設けている市が6市、逆に特例を設けていない市が2市となっております。資料には、新潟市と新居浜市の事例を記載しておりますが、新潟市につきましては、特例措置を設けておりますが、新居浜市におきましては、すべて新居浜市の制度に統一することとし、特例措置は設けておりません。

続きまして、16ページをお開き願います。

16ページには、中核市16市の事例を記載しておりますが、16市のうちで、既に慣行の取扱いについてが確認された市は、15市でございます。資料には、秋田市など4市の事例を記載しておりますが、秋田市、堺市、倉敷市につきましては何らかの特例を設けておりますが、高知市では特例措置は設けておりません。

なお、成人式や出初め式などの市町の行事などについて、この慣行の取扱いの中で協議をしております合併協議会もございますが、本合併協議会におきましては、それらの項目については、別途、他の合併協定項目の中で協議をすることといたしております。

以上で慣行の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第7号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございましたら、協議第7号につきましても、次回、第4回会議で改めて協議等を行い、意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第8号特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）についてを議題といたします。

事務局から説明します。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料17ページをお開き願います。

協議第8号特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）についてでございます。

提案内容でございますが、ページの中ほどの枠の中にございますように、「庵治町の特別職の職員（町長、収入役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする。」というものでございます。

次の18ページをごらんいただきたいと存じます。

18ページには両市町の長、助役、収入役、教育長の任期、給料月額の実況を記載いたしております。

また、その下側には、先進地域の事例として、編入合併した10市のうち、新潟市と潮来市の事例を記載しておりますが、いずれも両市町、両町の長が別に協議して定めるものとしております。

次に、19ページをごらんいただきたいと存じます。

19ページには、中核市16市の事例を記載しております、16市のうちで、既に特別職の職員の身分の取扱いが確認をされました市は、9市でございます。資料には、堺市など4市の事例を記載しておりますが、松山市を除く3市につきましては、合併市町村の長が別に協議して定めることとしております。

なお、特別職の範囲でございますが、地域によりましては各種の行政委員会委員などを含んでいる事例もございますが、本合併協議会では、先ほど御説明いたしましたような内容とするものでございます。

以上で特別職の職員の身分の取扱いについての説明を終わります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第8号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第8号につきましても、次回、第4回会議で改めて協議等を行い、意思集約を図ります。

次に、協議第9号附属機関等の取扱い（協定項目第17号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、資料の20ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第9号附属機関等の取扱い（協定項目第17号）についてでございますが、附属機関等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

提案内容でございますが、ページの中ほどにございますように、「両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。庵治町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時まで調整するものとする。」というものでございまして、附属機関等の取扱いについて協議をする際の基本方針

を定めようとするものでございます。

それでは、調整内容に関連し、両市町の現況等について、附属資料で御説明を申し上げます。

附属資料の5ページをごらんいただきたいと存じます。

5ページ、「附属機関等の取扱いについて」に関する資料でございます。5ページの下側をごらんいただきたいと存じます。附属機関等についての説明を記載しております。

まず、1にございますとおり、附属機関とは、執行機関が、その内部部局のほかに、必要と認めて設置する機関及び行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために設置される審査会、審議会等の機関でございます。地方公共団体は、附属機関を法律または条例により設置できるとされております。

一方で、両市町には、法律または条例に設置根拠を持たない、規則、規程、要綱、要領等に基づく附属機関の類似機関も相当数ございます。

これらの附属機関等のうち、2と3にございますように、平成16年4月1日現在で、条例、規則、規程に基づき設置されている機関を抽出し、一覧表に整理しましたが、この資料でございます。

次の6ページから8ページにかけて、両市町の附属機関等を一覧表に整理いたしておりますが、例えば6ページの3の特別職の職員の報酬等審議会や4の防災会議のように、両市町で同種の目的を持って設置していると思われる機関につきましては、同じ項目番号の市町の現況欄に記載をしているものでございます。

6ページから8ページまでございますが、8ページをごらんいただきたいと存じます。

8ページの項目番号68、68の学校給食センター運営委員会から、これからは、庵治町のみで設置されている機関でございます。これらの附属機関等の取扱いにつきましては、先ほどの調整案で申し上げましたように、その実態や庵治町の地域性等を十分に考慮し、合併時までに調整を行うものでございます。

以上が附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の21ページをごらんいただきたいと存じます。

21ページでございますが、ここには附属機関等の取扱いについての先進地域の事例といたしまして、編入合併した10市の状況を記載しております。10市のうち、協定項目として、附属機関等の取扱いが協議をされました市は4市でございます。資料には、潮来市など3市の事例を記載しておりますが、統合の時期やその取扱いに違いがござい

す。

次に、22ページをお開き願います。

22ページには、中核市16市の事例を記載しております、16市のうちで、既に附属機関等の取扱いが確認をされた市は、7市でございます。資料には、岐阜市など4市の事例を記載しておりますが、ごらんのとおり、一部に例外はございますものの、大半の市では附属機関等の取扱いについては、編入する市に統合することを基本に調整を行っており、なお、編入される自治体で独自に設置している附属機関等については、その実情や経緯、実績等を考慮し、必要に応じ、適切な措置を講ずることとして確認がされております。

以上で協議第9号附属機関等の取扱いについての説明を終わります。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第9号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第9号につきましても、次回会議で改めて協議等を行い、意思集約を図ります。

次に、協議第10号公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の23ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第10号公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）についてでございますが、公共的団体等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努めるものとする。」というものでございまして、公共的団体等の取扱いについて協議する際の基本方針を定めようとするものでございます。

その調整内容につきましては、附属資料で御説明を申し上げます。

附属資料の9ページをごらんいただきたいと存じます。9ページは表紙でございます、次の10ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、この公共的団体等の範囲でございますが、1の公共的団体等とはの欄に記載しておりますように、これまでの行政実例や国、県の考え方によりますと、一般的には、合併関係市町村の区域内にある農業協同組合・森林組合等の産業経済団体、老人ホーム・育児院等の厚生社会事業団体、青年団・婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でもよく、また法人でなくともよいとされております。

また、その下に、参考として記載しておりますように、合併特例法では、この公共的団体等の取扱いに関し、努力義務的な規定を設けておりまして、第16条第8項において、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併関係市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。」と定めております。

また、資料には記載がございませんが、地方自治法の第157条でも、この公共的団体等に関し、「地方公共団体の長は、当該区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、指揮監督することができる。」と規定されておりまして、このようなことから、合併に伴い、極力、公共的団体等の統合がなされるよう、合併協議会において協議し、各団体の理解を求めてまいることが必要となってまいります。

しかしながら、一方で、どの団体をもって公共的団体等ととらえるかという点につきましては、先進地域の事例を見ましても、明確な定義づけはなされていない状況でございます。実態として、それぞれの合併協議会によりまして、協議の対象とする団体が異なっているというのが現状でございます。

このような状況を踏まえまして、本合併協議会といたしまして、公共的団体等についての考え方を整理いたしましたのが、2の公共的団体等の考え方でございます。

ここに記載のとおり、本合併協議会といたしましては、1の団体の設置について、市町が関与（補助等）をしているもの。2の市町の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの。3の市町の事業について大きく関与しているもの。以上の3点のいずれかに該当する団体を公共的団体等として定義することといたしました。

次の11ページをお開き願います。

ただいま御説明いたしましたこの考え方に基づきまして、公共的団体等のうちで、高松

市、庵治町共に設置されている主な団体を分野ごとに整理いたしましたのが、この11ページの公共的団体等の現況でございます。

まず、1の産業経済団体につきましては、商工の主な団体を、また、2の厚生社会事業団体、3の文化事業団体につきましては、両市町で共に設置されている福祉、文化、女性の主な団体を記載いたしております。

両市町の現況は以上でございますが、この調整案といたしましては、11ページの右下の枠の中にございますとおり、「公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努めるものとする。」としたところでございます。

以上で附属資料の説明を終わります。

恐れ入りますが、もとの会議資料の24ページをごらんいただきたいと存じます。

24ページでございます。24ページには、公共的団体等の取扱いについての先進地域の事例といたしまして、既に編入合併いたしました10市の状況を記載いたしております。このうち、合併協定項目として、この公共的団体等の取扱いが協議された市は、9市でございます。

資料には、新潟市など4市の事例を記載しておりますが、いずれの市におきましても、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、それぞれの団体の経緯、実情等に配慮する中で、基本的には、各団体の統合に向けた調整に努めることといたしております。

次に、25ページには、中核市16市の事例を記載しておりますが、16市のうちで、既に公共的団体等の取扱いが確認された市は、13市でございます。

資料には、4市の事例を記載しておりますが、こちらにつきましても、公共的団体等の取扱いについては、基本的には合併時に統合できるよう調整に努めることとし、なお、個々の団体の実情等により、統合に期間を要する団体については、合併後速やかに、あるいは将来的に統合できるよう調整を図ることとし、確認がされております。

以上で協議第10号公共的団体等の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第10号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、協議第10号につきましても、改

めて次回会議で協議、意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第11号使用料・手数料等の取扱い（協定項目第20号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の26ページをお開きください。

協議第11号使用料・手数料等の取扱い（協定項目第20号）についてでございますが、使用料・手数料等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。庵治町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整するものとする。」というものでございまして、使用料・手数料等について協議をする際の基本方針を定めようとするものでございます。

それでは、両市町の使用料・手数料の現況につきまして、附属資料で御説明を申し上げます。

附属資料の12ページをお開き願います。

12ページでございます。「使用料・手数料等の取扱いについて」に関する資料でございますが、資料の目次にございますように、資料の13ページから30ページには両市町の使用料の現況を、また、その後の31ページから57ページにかけましては、手数料の現況を一覧表にして整理をしたものでございます。

12ページの下側に記載しておりますように、使用料につきましては、平成16年6月1日現在のものを掲載いたしております。

また、両市町の条例に基づくもののみを記載し、県の制度によるものは記載をいたしておりません。

また、手数料につきましては、平成16年5月31日現在のものに加え、現時点において、平成16年度中の改定が確定しているものについても記載をいたしております。

また、庵治町の手数料欄において、何も記述をしていないもの、例えば建築確認申請に伴う手数料など、庵治町では直接徴収はしていないものの、現在、県の制度により、県が高松市と同様の手数料を徴収している場合もございます。

それでは、次の13ページをお開きいただきたいと思います。

まず、使用料の現況でございますが、例えば13ページの3の墓地使用料や、その後の4の斎場使用料のように、両市町共にある同一もしくは同種の使用料につきましては、高松市と庵治町の欄に左右対比をして記載をいたしております。

このような形で、13ページから30ページにかけて、両市町の現況を整理いたしておりますが、このうちで26ページをごらんいただきたいと存じます。

26ページでございます。26ページの69以降は、高松市にはない使用料でございます。28ページですと、一番下の78以降に記載されております港湾施設の使用料など、庵治町独自の使用料が記載されておるものでございます。このあたりは庵治町独自の使用料でございます。

以上が使用料の一覧でございます。

続きまして、31ページをごらんいただきたいと存じます。

31ページからは手数料の現況でございますが、先ほどの使用料と同様に、両市町共にある同一もしくは同種の手数料につきましては、高松市と庵治町の欄に左右対比をして記載をいたしております。

このような形で31ページから57ページにかけて、両市町の手数料の現況を整理いたしております。非常に数が多いでございます。また、後ほどごらんいただければと存じます。

以上が附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の27ページをごらんいただきたいと存じます。

27ページでございます。ここには、先進地域の事例といたしまして、既に編入合併をいたしました10市の状況を記載しております。ごらんのとおり、すべての市において、合併協定項目として、使用料・手数料等の取扱いが確認をされております。資料には、そのうちの4市の事例を記載しているものでございます。

次に、28ページをお開き願います。

28ページには、同じく先進事例といたしまして、中核市16市の事例を記載しております。16市のうちで、既に使用料・手数料等の取扱いが確認をされた市は、12市でございます。

資料には、秋田市など4市の事例を記載しておりますが、ごらんのとおり、手数料につきましては、一部例外はございますが、ほとんどの市において、編入する市の制度に統一することを基本といたしております。

一方、使用料につきましては、高知市、鹿児島市のように、合併後においても、原則として現行どおりとしている事例など、基本的には、編入する市の制度に統一することとしながらも、なお施設の実情等を考慮し、例外的な取り扱いをすることとして確認されているところもございます。

以上が協議第11号使用料・手数料等の取扱いについての説明でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第11号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

どうぞ。

嶋野委員 庵治町の嶋野です。

この使用料・手数料等の取扱いについては、高松市の制度に統一するということが理解されるわけですが、制度等異なるものにつきましては、実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整すると思いますが、附属資料の29ページ、甲種漁港施設使用料と、これにつきましては、平成13年度12月議会で、国の漁港法の改正に伴い庵治町の漁港の管理条例を改正してございます。そういう中で、現在、190隻程度のプレジャーボートが、庵治漁港6港ございますが、ここで係船いたしております係船料の徴収ということで、ここに記載したとおり掲げてございますが、これにつきましては、平成11年3月だったかと思いますが、県の方から県の水産課課長名で各沿海市町村、香川県には村がございませんが、自治体の方へ条例の改正をなさいたいというふうな通達が出たかと思います。

これについて、平成11年ごろだったかと思いますが、東讃の小磯漁港で所持者不明の船舶の火災があったと、そういうふうなこともございまして、新聞のトップ記事に出たわけですが、これらによりまして、庵治町の場合、いろいろ漁業者、また、町当局と合議いたしまして、このような管理条例を施行してあるわけでございますが、高松市に至っては、このような条例がまだないということであろうかと思いますが、高松にしても、かなり漁港があるかと思いますが、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

議長（増田会長） 事務局から説明します。

事務局長 具体的な協議については、関係の部会、産業部会あるいは土木部会において、協議がなされるものと理解をいたしておりますが、ただいま御指摘いただきましたように、庵治町の対応が望ましいあり方だということになれば、高松市において条例を制定

することも、当然、あり得るわけでございまして、漁港あるいは港湾における、より一層適正な管理を行うためにも、今後、関係の部会において、高松市における条例制定に向けた調整が行われるのではないかとこのように理解をいたしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（増田会長） どうぞ。

嶋野委員 ただいま事務局の答弁でございまして、この漁港管理条例の改正につきましては、庵治漁協の組合員が港の管理料ということで、と申しますのは、港に防犯のための明かりをつけてございます。それと、漁協が毎年ピーク時で2,200万円ほど単独で放流事業をやっておったということで、組合員が、はっきり申しまして、勝手に徴収しておったというふうな実態がございまして、それがもとで高松、庵治町内においてもそうですが、所有者の人が抵抗なく、一部の苦情は上がりましたが、抵抗なくこの管理条例が施行された。議会サイドにおいても承認いただけたということがございまして。

高松においては、今、現在、私の知る限りでは漁業者が徴収しておるといふようなことは聞いてございません。一部、河川において管理組合等々が徴収しておるといふようなことは耳にしてはいるわけですが、これについてもやはり合併するのであれば、当然、検討項目になってこようかと思っておりますので、よろしくまた御検討していただきたい。当然、事務局サイドも努力していただきたいなど、このように思います。

議長（増田会長） この点については、お恥ずかしい話ですが、私の方が十分にできていないというのが実態なんで、今、新聞等でも報道されておりますように、監査請求も受けておるといふ状況でございまして、早急に訂正をせざるを得ない状況にありますので、そのような方向でできるだけ早く、庵治町さんをそれこそ参考にさせていただいて、制定、占用料とか使用料も含めてですが、早急に是正する予定でございまして、よろしくお願いたします。

どうぞ。

三好委員 庵治町の三好でございます。

この中に、石のフェスティバルということが入っておりませんが、これは牟礼町と庵治町の両町が力を合わせて、石のフェスティバルをやろうという形で進めてきた事業でございます。県もそれに参画せられて、2回ほど参加していただいておりますけれども、こういう形で進めてきた事業につきまして、やはりこういう合併になりますと、やっぱり一つの地区には特別な産業がございまして、その点御理解いただいて、伸ばしてい

ないかんのじゃないかと思しますので、よろしくお願ひしたいと。お考えをお聞きたいと思ひます。

議長（増田会長） これは観光の取扱いの中でやるのかな……。じゃあない、また別のところで、産業部会でやるのかな。ちょっとじゃあ……。個別の協議で、当然、そういうことをやりますが、基本的には少なくともさらに発展するような方向で協議が進むものと、私は考えております。

ほかに何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますたら、協議第11号につきましては、次回、第4回会議で改めて質疑、協議等を行い、意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第12号各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第21号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の29ページをお開き願ひます。

協議第12号各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第21号）についてでございますが、各種団体への補助金・交付金等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

提案内容でございますが、ページ中ほどにございますように、「各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。ただし、庵治町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。」というものでございまして、各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて協議をする際の基本方針を定めようとするものでございます。

それでは、両市町の現況につきまして、附属資料で御説明申し上げます。

附属資料の58ページをお開き願ひます。

「各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて」に関する資料でございます

現在、両市町では、各種の団体等に対し、その目的等を踏まえ、補助金、交付金、助成金あるいは負担金等を交付いたしておりますが、58ページの下側に記載しておりますように、本年度の両市町の当初予算をもとに、負担金、補助及び交付金の費目のうち、単なる会議への出席者負担金や団体への年度会費的な負担金を除き、高松市と庵治町の現況を整理いたしましたのが、この59ページ以降の一覧表でございます。

次の59ページをごらんいただきたいと存じます。

この資料につきましても、両市町で共に交付をしている、同一あるいは同種の補助金等につきましても、極力、高松市と庵治町の欄に左右対比して記載するようにいたしております。

なお、先ほど申しあげましたように、本年度の両市町の当初予算をもとに、高松市と庵治町の現況を整理いたしております関係で、仮に合併して一つの市になれば、その調整結果に関係なく、自動的に不要となるような性格のものも含まれておりますので、この点、お断りを申し上げておきます。

このような形で、59ページから77ページにかけまして、両市町の補助金・交付金等の現況を整理いたしたものでございます。

なお、個々の補助金・交付金等についての逐一の説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上、簡単でございますが、附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の30ページをごらんいただきたいと存じます。

30ページでございますが、ここには、各種団体への補助金・交付金等の取扱いについての先進地域の事例ということで、編入合併いたしました10市の状況を記載しております。合併協定項目として、各種団体への補助金・交付金等の取扱いが協議された市は、9市でございます。

資料には、そのうちの4市の事例を記載しておりますが、いずれの市におきましても、補助金等の取扱いについては、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図ることを基本として、確認がされております。

次に、31ページでございますが、31ページには、中核市16市の事例を記載しております。16市のうちで、既に各種団体への補助金・交付金等の取扱いが確認をされた市は、11市でございます。

資料には、岐阜市など3市の事例を記載しておりますが、高知市、鹿児島市につきましては、編入する市に統一、統合することを基本としながら、なお、編入される自治体において独自に交付している補助金等については、従来からの経緯、実情等を勘案して調整を図ることといたしております。

以上で協議第12号各種団体への補助金・交付金等の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第12号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

どうぞ。

新上委員 庵治町の新上でございますが、私たち協議会委員も、いろんな各種団体に所属しておったり、代表者であるわけなんです、合併後にその団体の補助金・交付金はどう変わっていくのか、また、高松市のつり合いもあろうかと思うんですけども、できれば早急に補助金・交付金等の金額のお示しをいただきたいのと、それから、この団体についてはこうなりますよという合併後の団体のあり方をお示しいただきたいんです。よろしくお願ひしたらと思います。

議長（増田会長） 事務局から説明します。

事務局長 ただいまの御質問、御意見に対する説明でございますが、ただいまの提案いたしております合併協定項目については、先ほど来、御協議いただいておりますような項目と同様に、個々具体の協議、調整に入るに当たっての指針となるべき基本的な考え方を総括的に整理したものでございまして、個別の協議、調整に当たっては、この考え方を踏まえ、庵治町の事業実施を行ってきたこれまでの経緯、目的、性質等を踏まえながら調整を行うということでございます。

したがいまして、ただいまの御意見の点について、個別の補助金等の合併後の額でございますが、それについては、各部会でそれぞれの項目について、補助金について、個別の協議、調整を行っていくということでございまして、その中で、特にこの協議会において、説明しておくべき事項等については、合併協定項目、別の項目において、この協議会に提案されるというふうになっております。ただ、その合併後の年度における補助金額までの調整ということについては、予算編成の時期との関係もございまして、その段階まで基本的な考え方を踏まえながら適切な額が決定されるというふうに理解をいたしております。なお御要望等があれば、庵治町の執行部を通じて高松市と庵治町との調整の中で御意見を反映させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（増田会長） 以上のように、具体的にはそれぞれの部会、協議会の中で十分にお話し合いをしていただくということですが、基本的には不利益にならないというのが基本ですが、どうしても調整をしなければいけないものも出てこようかと思いますが、その場合も、これまでの他の協議会であれば、当然、経過措置をつくって激変緩和とか、そうい

うことで、今までは大体円満に協議が進んでおりますので、具体的にそういうところできっと協議していきたいと思います。よろしくをお願いします。

ほかにどうぞ。

嶋野委員 たびたび漁協関係のことで申しわけないですが、69ページの補助金及び交付金等の現況という中で、下から6行目、この東讃地区マリノベーション推進協議会負担金というのがあろうかと思いますが、これについて、今、東讃2市2町となっておりますが、漁業組合が9漁協ございます。その中で国のマリノベーション事業の一環として、この東讃地区のマリノベーション推進協議会ができておるわけですが、各市町から負担金を拠出していただいておりますが、高松市になれば東讃の一員にはならないというふうなこともなろうかと思いますが、この取り扱いについてもやはり執行部、また事務局レベルで審議していただけるものと理解しておりますが、そういうことでよろしいでしょうか。

あわせて、旧暦の6月14日、15日、これは御承知かと思いますが、庵治皇子神宮の夏祭りということで、ここにも記載しております、67ページ、ふれあい祭庵治実行委員会、この予算を900万円、庵治町が三、四年ほど前から組んでございます。そういうことで、地域性ということもあわせて、このふれあい祭の庵治の補助金につきましては、ぜひとも御理解いただいて、庵治の地域性、まちおこしということで非常に近在の市町村からも好評を得ておるといことも御理解いただいて、検討していただきたいなど、かように思います。

以上です。

議長（増田会長） はい、十分に御趣旨を承りました。特にそういう祭礼の関係とかという、非常に伝統的な、地域性のあるものについては、私も当然、こういうものは従来どおりというか、むしろ合併を機会に少しでもさらに発展するような方向になればと思っておりますので、そういう方向で協議を進めさせていただきます。

ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

三好委員 また、重ねてでございますけど、石材関係でございますが、展示会をしております。香川県の有名な三白の一つという形で展示会を行っておりますが、それでこれに載っておらないのは、隔年的に、1回庵治がしたら、次の年は牟礼という形で隔年的になっておりますので、そういう点で補助金の問題等が載ってないんじゃないかと思えます。

それから、先ほどの石のフェスティバルの問題にいたしましても、あれは3年に一回でございまして、庵治町がしたら次に3年後に牟礼町と、その次庵治町に帰ってくるという状態でございますので、これがそういう点で展示会等の問題にはこういう形では載っていないのではないかと、それから石のフェスティバルもそういう形になっとるんじゃないかなと思います。そういう形でございますので、また、それに伴います作品等もアイデア相当残っておりますけども、香川県等につきましても、この作品が要望したいという形で香川県も参加して、その作品を持って帰ったりなんかしておりますけども、そういうことでございまして、御理解いただいて、その点につきましても御協力をお願いしたと思います。

議長（増田会長） そういうふうなものもあるわけですね。隔年でやるとか、何年ごとにやるとか、あるいは構成市町が変わるとか、いろんなケースがあると思いますんで、十分に部会等で協議を進めて、納得いくような方向でいきたいと思っておりますし、どうしても難しいものは、またこの協議会にも上げてもらうということでいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

どうぞ。

高砂委員 高砂です。

この協議事項の協議の進め方について、全体的にちょっとお聞きをしておきたいんですが、先ほど来、庵治町の委員から御意見というか質問が出ておりますけども、そういう各論ですね、個々具体的な内容について、すべてをこの協議会で進めていくということではできないというふう思うんです。だから、総論で高松市に統一するけれども、庵治町で独自にやるものは調整するという方向でいくわけですが、しかし、総論はあるわけですが、しかし各論の部分で判断すべきものは当然あるわけで、そのことと、この協議会の位置づけというのは、どういうふうになるわけですか。その協議会でその辺もすべて議論した上での意思統一ということになっていくわけですか。

議長（増田会長） 私は、基本的には各部会でもう合意ができれば、もうそれで、これでそれ以上のことには上がらないと。そこで、どうしても合意できない場合は、当然、幹事会あるいはこの協議会へ上げてきて、やるというようなことになろうと思いますが、なお事務局から説明します。

事務局長 ただいま会長さんの方からも説明ありましたけれども、最初、第1回会議の場におきまして設定をいただきました合併協定項目、その中でも24番ですか、24番の

各種事務事業の取扱い、ここが非常に皆さん方、関心の深い、個別の事業の調整ということになります。それについては、ただいま御協議いただいております案件、基本的な方針を決める案件に基づいて、それぞれの個別の事務事業の調整が行われるということでございまして、その中で、個別に調整をした上でこの合併協議会で必ず説明をするものと、そのほか一般的なもので、総括的な方針に基づいて事務的に処理するものがあるかと思えます。それについては、庵治町の執行部において十分に把握をされますので、それで合併協議会の委員さん、あるいは町議会とも調整をしながら、十分に意思疎通を図りながら調整をしていただければいいかなというふうに思っておりますし、繰り返し申し上げますが、重要な事項、特に関心の高いものについては合併協定項目、個別の項目としてここに上がってくるということでございますので、そのあたりについては、事務局においても、高松市、庵治町の事務当局と調整をさせていただきたいというふうに思っております。御理解をいただきたいと思います。

高砂委員 説明、おっしゃることはわかるんですが、その個々具体的なことについては、部会なり幹事会で進めていくということですが、しかし、その会には私たち協議会の委員は参画はしてないわけです。だから、そこで具体的なことをお話しして、それが私たちの方にフィードバックして、私たちも判断していかにかいかなというふうに思うわけで、だから、そうなってくると、非常に期間が一月やそのあたりの期間で次の会を持っていくというのも非常に難しいんじゃないかというふうに思うんですが。

議長（増田会長） ここで決めてもらうのは、今、言うたように基本的な方針だけですので、その後個別になりますんで、それはもう合併の寸前まで行ってもいいし、どうしてもお話ができない場合は、他の先進例もありますように、さらに協議をして、それまでは現状維持でいくとか、いろんな方法がありますんで、何が何でもいつまでに決めないかなということにはならないと思えますし、その前段で、やっぱり個々の、個別をやる場合は、当然、合併協議会の委員さんには、庵治町の方針を決める段階で、当然、御協議があると思えますし、一方的に事務的な同士で話すということにはならないんじゃないかなと思えますけれども。

どうぞ。

三好委員 三好ですが、私が申し上げるのは、庵治と牟礼との特別な事情がございまして、特別な産業だと。だから、こういう石材の産出というのは、牟礼と庵治しか、めったにございませんので、そういうところで両町が力を合わせての産業の開発をしていっ

て、きょう現在になってきよんだということの御理解をいただいて、そしてまた、それに対する行政としての手助け、それから御援助いただいて進めてきておるといふことでございますので、その点を御理解いただきたい。ただ、そういうことでございますので、細部について、細かいところまでお話し申し上げようと思っておりますので、そういう点、ひとつこの項目に入っておりませんので、ひとつその点を含めた上で御理解いただいたらと思います。よろしく申し上げます。

議長（増田会長） 十分に承りたいと思います。

ほかに何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますたら、協議第12号につきましても、次回会議で改めて質疑及び協議等を行い、意思集約を図ることとさせていただきます。

会議次第4 その他（1）建設計画作成に当たっての住民懇談会開催について

議長（増田会長） 次に、会議次第の4その他でございますが、まず、（1）の建設計画作成に当たっての住民懇談会の開催について事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、事務局から説明させていただきます。

会議資料32ページ、その他、（1）の建設計画作成に当たっての住民懇談会の開催について御説明させていただきます。

次の33ページをごらんください。

まず、1の住民懇談会開催の目的でございますけれども、住民懇談会につきましては、高松市・庵治町合併協議会におきまして、合併の方式が編入合併方式で確認されましたことにより、編入されます庵治町地域を対象として作成される、合併後の市のまちづくりのマスタープランとなる建設計画に反映させるため、住民懇談会を開催し、住民の皆様の意見を直接聴取するものでございます。

次に、3の内容、（1）の日時・場所についてでございますけど、来月9月2日、木曜日と9月3日、金曜日に庵治町役場で開催することといたしております。

（2）の対象者につきましては、庵治町住民を対象としております。

次に、（3）のテーマでございますが、高松市と庵治町の合併によるまちづくりの課題と問題点及び高松市と庵治町の合併によりどんな町になればよいかなどをハード、ソフト両面から議論し、庵治町地域の将来像を描いていこうとするものでございます。

建設計画作成に当たっての住民懇談会の開催につきましては以上でございます。よろし

くお願い申し上げます。

議長（増田会長） ただいまの事務局の説明に対しまして、何か御質問等ございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第４ （２）今後の合併協議スケジュール等について

議長（増田会長） ないようでしたら、次に（２）の今後の合併協議スケジュール等について事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明申し上げます。

会議資料の３４ページをお開き願います。

今後の合併協議スケジュール等について御説明申し上げます。

まず、別紙２に、第１回会議から第３回会議までと、今後、想定をされます合併協議のスケジュールを月単位で時系列の表にいたしております。

そこに掲載しておりますのは、４６項目ある合併協定項目のうち、上段部分が合併協議の基本項目や行政制度、事務事業等の４５項目で、下段部分、下側が建設計画に係る合併協定項目でございます。これまで合併協定項目では１２項目を提案、また、建設計画に関しましては、建設計画の作成方針が決定し、本日の会議で計画の構成を報告したところでございます。

合併特例法の期限でございます平成１７年３月３１日までに合併協定書に調印し、両市町の議会の議決を得て、県知事に申請をするためには、この表にございますように、おおむね本年１２月末までに、すべての合併協定項目について協議をし、確認する必要がございます。非常に厳しいスケジュールとなっているものでございます。

以上がスケジュールでございます。

続きまして、３５ページをごらんいただきたいと存じます。

３５ページには、参考までに、合併協定項目と事務事業との相関図を掲載いたしております。本協議会において協議をする合併協定項目と約１，９００項目もの事務事業との関連がどうなるかという点につきまして、簡単に御説明をさせていただきたいと存じます。

少し小さな文字でわかりにくいかと存じますが、図の上側には、事務事業を掲載いたしております。また、下側には、合併協定項目を記載いたしておるものでございます。

図でおわかりのように、下側にございます一つ一つの合併協定項目には、複数の事務事

業が関連をいたしております。これらの事務事業につきましては、当然のことながら、一つ一つ幹事会部会等において調整方針について協議するわけでございますが、協議会、合併協議会の場で協議をお願いする段階ではそれらを総括し、一つの合併協定項目として提案をしていくと、このようになります。

なお、約1,900項目の事務事業の中には、上の段の右の端の方に記載しておりますように、単に事務処理の手続や事務事業の遂行上必要なものなど、そういった項目も含まれております。その下に、例として記載しておりますように、例えば文書の収受、発送事務、庁内での始業時や終業時の音楽放送テープの作成事務、物品の出納保管事務、印鑑登録の受付事務などがこれに該当するものでございます。

これらの事務処理手続等の項目につきましては、部会や幹事会において協議し、その取り扱いを決定させていただくことといたしております。この合併協議会では、住民サービスや負担など住民に密接にかかわるもの、あるいはその他重要な事項等について御協議をいただくこととなります。

以上で今後の合併協議スケジュール等についての説明を終わります。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいまの事務局の説明に対し、御質問、御意見等がございましたら御発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第4（3）合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

議長（増田会長） 特にないようでございますので、次に（3）の合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明申し上げます。

本日お配りしております一番最後に参考資料がございます。参考資料をごらんいただきたいと存じます。

参考資料の表紙がございますが、この表紙をごらんいただきたいんですけども、合併協定項目に係る現況と先進地域の事例でございます。合併協定項目につきましては、協定項目番号の順番ではなくて、協議が調ったものから、協議事項としてこの協議会に提案し、御協議をいただくということになっております。

この参考資料は、委員の皆様にあらかじめ、それらの協定項目についての認識を深めていただくということで、高松市、庵治町の現況と各合併協定項目についての先進地域での

協議結果を紹介させていただくものでございます。既に、これまでの会議で幾つかの協定項目について、現況と先進地域の事例を参考資料として提出をいたしました。今回は、残りの協定項目のうちで、既に協議事項として協議会に提案したものを除く、資料に記載してございますような5項目について参考資料を作成し、本協議会に提出したものでございます。

なお、説明につきましては省略をさせていただきます。後ほどごらんいただければと存じます。

合併協定項目に係る現況と先進地域の事例については以上でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（増田会長） ただいまの事務局の説明について、御質問等がございましたら御発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第4 （4）高松市・庵治町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） 特にないようでございますので、次に（4）の高松市・庵治町合併協議会会議の開催予定について事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の32ページをごらんいただきたいと存じます。

32ページの（4）でございます。次回の第4回会議につきましては、各部会で行っております行政制度等の調整に時間を要しますことから、少し期間があきますが、10月22日、金曜日の午前10時から、場所は庵治町役場で開催を予定いたしております。

なお、会議の案内状につきましては、会議での協議事項等を記載した上で、会議開催のおおむね1週間前に送付をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

事務局からは以上でございます。

議長（増田会長） 以上がその他ということで事務局からの説明でございました。

この際、せっかくの機会でございますので、合併問題全般について何か御発言がございましたら承りたいと存じますが。

どうぞ。

寺岡委員 寺岡です。

合併協議を進める中で、先ほど来話が出てますように、事務的な形は幹事会、当然、事務職員の方でやっていくわけなんです。その幹事会、事務当局の中で、先ほど来、我々

の委員の中からもいろいろと話出てますように、高松市側ができるだけ、もう我々庵治町のいろんなものを配慮していただくところは最大限していただくということが、この協議会の成功の秘訣だろうというふうに思います。ですから、当然、編入合併だどうこうということで、うちの方に倣ったらええがということじゃなくて、当然、事務局、そのあたりのところにも十分我々の職員との話の中で十分配慮していただくということを、まずお願いしておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（増田会長） それはもう全くそのとおりでして、最初から、言うとおりで、できるだけもうお互いの信頼関係のもとに、対等な立場でやるということで、十分に私も改めて職員の方に指示させていただきます。

ほかに何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、それでは以上で本日の会議日程をすべて終了させていただきます。

皆様方には、長時間にわたり御協議を賜り、まことにありがとうございました。

これをもちまして、高松市・庵治町合併協議会第3回会議を閉会させていただきます。

御苦労さまでございました。

午後 2時45分 閉会

会議録署名委員

委員

榎村 伝

委員

三好 治